

◎新潟県選挙管理委員会告示第72号

平成24年10月21日執行の新潟県知事選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

平成24年10月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

選挙長の事務を取り扱う場所 所 在 地

新潟県庁行政庁舎 2階 会議室201 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

(ただし、10月4日午前中とし、10月4日午後以降は新潟県庁行政庁舎 6階 会議室602とする。)